



2017年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社関西アーバン銀行
代 表 者 名 取締役会長兼頭取 橋本 和正
(コード番号 8545 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 折橋 輝明
電 話 番 号 06-6281-7000(代表)

(訂正)「株式会社りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付け
(予定)に関する意見表明のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当行が2017年9月26日付けで公表致しました「株式会社りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」(以下、「意見表明プレスリリース」)について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下のURLをご参照下さい。

<https://www.kansaiurban.co.jp/newsrelease/>

記

Ⅲ. 1. 「意見の内容」

【訂正前】

当行は、本公開買付けを含む本経営統合に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における当行の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議致しました。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対して、(i)引き続き当行の株式を保有して本持株会社の株主となっていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、当行株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議致しました。

なお、前記のとおり、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2017年12月27日に本公開買付けを開始する予定とのことですが、当行としては、本公開買付けが開始される際に、あらためて、本公開買付けに関する検討を行った上、本公開買付けに関する意見表明を行う予定であります。

(後略)

【訂正後】

当行は、本公開買付けを含む本経営統合に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、本経営

統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における当行の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議致しました。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対して、(i)引き続き当行普通株式を保有して本持株会社の株主となっただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、当行株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議致しました。

なお、前記のとおり、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2017年12月27日に本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。当行としては、本公開買付けが開始される際に、あらためて、本公開買付けに関する検討を行った上、本公開買付けに関する意見表明を行う予定であります。

(後略)

Ⅲ. 2. (1) 「本公開買付けの概要」

【訂正前】

(前略)

公開買付者は「オムニ・リージョナル」体制の確立を基本戦略の一つに掲げているところ、地域金融機関との多様な結びつきを加速させるべく、その一つのあり方として、公開買付者は本持株会社を議決権の51%程度を有する連結子会社とすることと致しました。また、三井住友フィナンシャルグループと当行及びみなと銀行との間の歴史的経緯を踏まえ、かつ、一般株主の流動性に配慮した結果、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度(注)を保有し本持株会社を持分法適用関連会社とすることが適当であると判断致しました。本経営統合の方式を選択するにあたっては、(a)経営統合の目的をできるだけ早期に実現すること、(b)本持株会社の様々なステークホルダーの保護・尊重を図ること、及び、(c)相互に関連する資本・財務政策上の課題のバランス(具体的には、自己資本比率、配当負担及び一株当たり利益(EPS)等の各指標のバランス)に配慮すること等の観点から検討を行いました。

(中略)

上記の検討を踏まえて、本経営統合においては、①公開買付者による本持株会社の設立、②公開買付者が保有する近畿大阪銀行株式の全部についての本持株会社への譲渡、③公開買付者による本公開買付け及びみなと銀行普通株式を対象とする本公開買付けを含む公開買付けの実施、④三井住友銀行が保有する本優先株式の公開買付者への譲渡、⑤本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換及び本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、両株式交換を併せて「本株式交換」)の実施、⑥本持株会社の普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)市場第一部への同取引所の定める有価証券上場規程第208条に基づく上場(以下、「テクニカル上場」)等により、(i)本持株会社が近畿大阪銀行、当行及びみなと銀行をその完全子会社とし、(ii)公開買付者が本持株会社の議決権の51%程度を保有して本持株会社をその連結子会社とし、(iii)三井住友フィナンシャルグループがその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度を保有し本持株会社をその持分法適用関連会社とすることを予定しております(これらの詳細は本経営統合プレスリリース「Ⅰ. 本経営統合検討の目的等」の「2. 本経営統合の内容・スケジュール」をご参照下さい。)

(後略)

【訂正後】

(前略)

公開買付者は「オムニ・リージョナル」体制の確立を基本戦略の一つに掲げているところ、地域金融機関との多様な結びつきを加速させるべく、その一つのあり方として、公開買付者は本持株会社を議決権の 51%程度を有する連結子会社とすることと致しました。また、三井住友フィナンシャルグループと当行及びみなと銀行との間の歴史的経緯を踏まえ、かつ、一般株主の流動性に配慮した結果、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の 22.3%から 26.3%程度(注)を保有し本持株会社を持分法適用関連会社とすることが適当であると判断致しました。本経営統合の方式を選択するにあたっては、(a)経営統合の目的をできるだけ早期に実現すること、(b)本持株会社の様々なステークホルダーの保護・尊重を図ること、及び、(c)相互に関連する資本・財務政策上の課題のバランス(具体的には、自己資本比率、配当負担及び一株当たり利益(EPS)等の各指標のバランス)に配慮すること等の観点から検討を行いました。

(中略)

上記の検討を踏まえて、本経営統合においては、①公開買付者による本持株会社の設立、②公開買付者が保有する近畿大阪銀行株式の全部についての本持株会社への譲渡、③公開買付者による本公開買付け及びみなと銀行普通株式を対象とする公開買付けの実施、④三井住友銀行が保有する本優先株式の公開買付者への譲渡、⑤本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換及び本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、両株式交換を併せて「本株式交換」)の実施、⑥本持株会社の普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)市場第一部への同取引所の定める有価証券上場規程第 208 条に基づく上場(以下、「テクニカル上場」)等により、(i)本持株会社が近畿大阪銀行、当行及びみなと銀行をその完全子会社とし、(ii)公開買付者が本持株会社の議決権の 51%程度を保有して本持株会社をその連結子会社とし、(iii)三井住友フィナンシャルグループがその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の 22.3%から 26.3%程度を保有し本持株会社をその持分法適用関連会社とすることを予定しております(これらの詳細は本経営統合プレスリリース「I. 本経営統合検討の目的等」の「2. 本経営統合の内容・スケジュール」をご参照下さい。)

(後略)

III. 2. (2) の表題

【訂正前】

(2) 本公開買付けに賛同するに本公開買付けに賛同するに至った背景、目的及び意思決定の過程

【訂正後】

(2) 本公開買付けに賛同するに至った背景、目的及び意思決定の過程

III. 2. (2) 「本公開買付けに賛同するに至った背景、目的及び意思決定の過程」(表題は上記訂正後)

【訂正前】

(前略)

一方、当行は、2004 年 2 月に株式会社関西銀行と株式会社関西さわやか銀行が合併し株式会社関西アーバン銀行として誕生し、2005 年 4 月にその普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場しました。その後、対象者は、2010 年 3 月に株式会社びわこ銀行と合併し、現在に至っております。当行グループは、当行、親会社である三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行、並びに連結子会社 6 社で構成され、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。また、当行は、大阪府及び滋賀県を主要営業地盤とし、「地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦」「高い経営効率と強靱な経営体力の構築」「活力溢れる逞しい人材集団の形成」の 3 点を経営方針として掲げ、地域に根

ざした商圏内でのお客さまとのリレーション構築に注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングに取り組んでおります。

(中略)

これに対し、当行は、上記の理由から、本公開買付けを含む本経営統合に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における当行の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議致しました。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対して、(i)引き続き当行の株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、当行株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議致しました。

なお、前記のとおり、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2017年12月27日に本公開買付けを開始する予定とのことですが、当行としては、本公開買付けが開始される際に、あらためて、本公開買付けに関する検討を行った上、本公開買付けに関する意見表明を行う予定であります。

【訂正後】

(前略)

一方、当行は、2004年2月に株式会社関西銀行と株式会社関西さわやか銀行が合併し株式会社関西アーバン銀行として誕生し、2005年4月にその普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場しました。その後、当行は、2010年3月に株式会社びわこ銀行と合併し、現在に至っております。当行グループは、当行、親会社である三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行、並びに連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。また、当行は、大阪府及び滋賀県を主要営業地盤とし、「地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦」「高い経営効率と強靱な経営体力の構築」「活力溢れる逞しい人材集団の形成」の3点を経営方針として掲げ、地域に根ざした商圏内でのお客さまとのリレーション構築に注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングに取り組んでおります。

(中略)

これに対し、当行は、上記の理由から、本公開買付けを含む本経営統合に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における当行の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議致しました。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対して、(i)引き続き当行普通株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、当行株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議致しました。

なお、前記のとおり、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2017年12月27日に本公開買付けを開始することを予定しているとのことですが、当行としては、本公開買付けが開始される際に、あらためて、本公開買付けに関する検討を行った上、本公開買付けに関する意見表明を行う予定であります。

Ⅲ. 2. (3) (b)「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

Ⅲ. 2. (3) (b)「本株式交換の実施」記載の「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

Ⅲ. 2. (4) (a) 「本経営統合後の本持株会社の状況」記載の表のうち「代表者及び役員の就任予定」

【訂正前】

代表者及び役員の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、2018年4月1日における当行の取締役頭取、みなと銀行の取締役頭取及び近畿大阪銀行の代表取締役社長が就任する予定です。
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【訂正後】

代表者及び役員の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、2018年4月1日又は全当事者が別途合意する日における当行の取締役頭取、みなと銀行の取締役頭取及び近畿大阪銀行の代表取締役社長が就任する予定です。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅲ. 3. 「算定に関する事項」

【訂正前】

(前略)

PwC は複数の株式価値算定手法の中から当行の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、当行株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法による分析を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による分析を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM 法」)を用いて、当行普通株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当行普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

PwC は複数の株式価値算定手法の中から当行の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、当行普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法による分析を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による分析を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM 法」)を用いて、当行普通株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当行普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

(後略)

Ⅲ. 6. (1) の表題

【訂正前】

(1) 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価格算定結果報告書等の取得

【訂正後】

(1) 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値等算定書の取得

Ⅲ. 6. (1) (a) 「算定の基礎及び経緯」

【訂正前】

(前略)

公開買付者は、本公開買付価格、みなと銀行普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格、本株式交換における交換比率、本優先株式譲渡の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合による統合の戦略的意義、当行の市場株価推移及び当行の取締役会による本公開買付け又はみなと銀行の取締役会による公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案した上で、当行、みなと銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行と協議、交渉した結果、最終的に本日開催された公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を1,503円とすることを決定しているとのことです。

【訂正後】

(前略)

公開買付者は、本公開買付価格、みなと銀行普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格、本株式交換における交換比率、本優先株式譲渡の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合による統合の戦略的意義、当行及びみなと銀行の市場株価推移及び当行の取締役会による本公開買付け又はみなと銀行の取締役会による公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案した上で、当行、みなと銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行と協議、交渉した結果、最終的に本日開催された公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を1,503円とすることを決定しているとのことです。

Ⅲ. 6. (2) 「当行による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」

【訂正前】

(前略)

なお、当行は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCに対し、本持株会社の普通株式と当行普通株式の株式交換比率の算定を依頼し、2017年9月25日付で株式交換比率算定書及び本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しました。その概要は、本経営統合プレスリリース「Ⅲ. 本株式交換の実施（予定）について」の「4. 株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」の「① 算定の概要」をご参照ください。

【訂正後】

(前略)

なお、当行は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCに対し、本持株会社の普通株式と当行普通株式の株式交換比率の算定を依頼し、2017年9月25日付で株式交換比率算定書及び本株式交換比率の公正性に関する意見書（本フェアネス・オピニオン）を取得しました。その概要は、本経営統合プレスリリース「Ⅲ. 本株式交換の実施（予定）について」の「4. 株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」の「① 算定の概要」をご参照ください。

Ⅲ. 6. (3) 「当行における独立した法律事務所からの助言及び答申書の取得」

【訂正前】

(前略)

もつとも、(c)本普通株式交換比率については、①その交渉過程において独立した当事者間の交渉と同等の交渉の結果として形成されたものであることを疑わせる事情は何ら存在しないこと、②当行は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者機関である PwC から本株式交換比率算定書を取得しているところ、その算定手法及び評価結果は、いずれも妥当であると思料され、本普通株式交換比率である 1.60 は、本株式交換比率算定書における算定結果(市場株価基準法：1.30～1.73、類似会社基準法：1.36～1.83、DDM 法：1.35～1.95)の範囲内であるため、本普通株式交換比率は妥当であり、また、当行は PwC から、本普通株式交換比率が当行の普通株主にとり財務的見地から妥当なものであると判断する旨の本フェアネス・オピニオンを取得していること、③本優先株式交換比率(1.30975768)は、本優先株式における当行普通株式への転換条件(取得請求権の条件)に従って算出されたものであり、本普通株式交換比率が妥当であれば、本優先株式交換比率も妥当と評価されること、④本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を上回る場合、みなと銀行の株主にとっては有利であるが、みなと銀行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式数が増加し、当行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式にかかる持株比率が相対的に低下することから、当行の少数株主の立場からみた当該交換比率の公正性とは、本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を超えていないことを意味するところ、本経営統合プレスリリースによれば、みなと銀行は、独立した第三者算定機関として EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を選定しており、本みなと銀行株式交換比率である 2.37 は、EYTAS による株式交換比率算定書の評価(市場株価法/類似会社基準法：2.03～3.44、類似会社基準法：2.00～3.52、DDM 法：2.04～2.80)の範囲内にあるから、公正な比率を超えていないと思料される。

(中略)

(iii)本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続の公正性については、(a)本経営統合プレスリリース、公開買付者プレスリリース及び本プレスリリースによる当行株主への適切な情報提供がなされること、(b)当行は、独立した当該弁護士らに対する本経営統合の是非及び条件についての諮問及びその結果なされた判断を尊重すること、(c)本経営統合の協議のために、公開買付者、三井住友銀行、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の5社が、それぞれ統合準備委員会を立ち上げ、検討を要する項目ごとに、本経営統合に向けた協議がなされたところ、当該統合準備委員会のメンバーには、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者と利害関係を有する者はいないこと、並びに、本経営統合の重要事項については、クリーンチーム(他の当事者との利害関係を有さず、かつ、他の当行担当者から情報遮断がされたチーム)により検討が行われ、その過程で、弁護士、PwC からの専門的アドバイスを適宜受けたこと、(d)当行取締役会には、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に特別利害関係を有する取締役は存在しないところ、当行取締役会は、本日、本経営統合を承認する取締役会決議を行うにあたり、取締役全員(10名)が承認し、また、当行の監査役全員(5名)は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に利害関係はなく、当該取締役会において当該決議について異議がない旨を述べる予定であること、(e)当行は、PwC 等の専門家から適宜助言を得ていること、(f)第三者算定機関である PwC から、本公開買付け価格に関して本株式価値算定書、本普通株式交換比率に関して本株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得していること、(g)本公開買付けにかかる公開買付け期間について、法令に定められた最短期間を超える 30 営業日とすることが予定されており、当行の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当行普通株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図していること、並びに、公開買付者と当行は、当行が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当行との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないことが認められ、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることから、本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、当行の株主の利益に対する配慮がなされている。

(後略)

【訂正後】

(前略)

もつとも、(c)本普通株式交換比率については、①その交渉過程において独立した当事者間の交渉と同等の交渉の結果として形成されたものであることを疑わせる事情は何ら存在しないこと、②当行は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者機関である PwC から本株式交換比率算定書を取得しているところ、その算定手法及び評価結果は、いずれも妥当であると思料され、本普通株式交換比率である 1.60 は、本株式交換比率算定書における算定結果(市場株価基準法：1.30～1.73、類似会社比準法：1.36～1.83、DDM 法：1.35～1.95)の範囲内であるため、本普通株式交換比率は妥当であり、また、当行は PwC から、本普通株式交換比率が本普通株主にとり財務的見地から妥当なものであると判断する旨の本フェアネス・オピニオンを取得していること、③本優先株式交換比率(1.30975768)は、本優先株式における当行普通株式への転換条件(取得請求権の条件)に従って算出されたものであり、本普通株式交換比率が妥当であれば、本優先株式交換比率も妥当と評価されること、④本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を上回る場合、みなと銀行の株主にとっては有利であるが、みなと銀行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式数が増加し、当行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式にかかる持株比率が相対的に低下することから、当行の少数株主の立場からみた本みなと銀行株式交換比率の公正性とは、本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を超えていないことを意味するところ、本経営統合プレスリリースによれば、みなと銀行は、独立した第三者算定機関として EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を選定しており、本みなと銀行株式交換比率である 2.37 は、EYTAS による株式交換比率算定書の評価(市場株価法/類似会社比準法：2.03～3.44、類似会社比準法：2.00～3.52、DDM 法：2.04～2.80)の範囲内にあるから、公正な比率を超えていないと思料される。

(中略)

(iii)本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続の公正性については、(a)本経営統合プレスリリース、公開買付者プレスリリース及び本プレスリリースによる当行株主への適切な情報提供がなされること、(b)当行は、独立した当該弁護士らに対する本経営統合の是非及び条件についての諮問及びその結果なされた判断を尊重すること、(c)本経営統合の協議のために、公開買付者、三井住友銀行、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の5社が、それぞれ統合準備委員会を立ち上げ、検討を要する項目ごとに、本経営統合に向けた協議がなされたところ、当行の統合準備委員会のメンバーには、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者と利害関係を有する者はいないこと、並びに、本経営統合の重要事項については、クリーンチーム(他の当事者との利害関係を有さず、かつ、他の当行担当者から情報遮断がされたチーム)により検討が行われ、その過程で、弁護士、PwC からの専門的アドバイスを適宜受けたこと、(d)当行取締役会には、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に特別利害関係を有する取締役は存在しないところ、当行取締役会は、本日、本経営統合を承認する取締役会決議を行うにあたり、取締役全員(10名)が承認し、また、当行の監査役全員(5名)は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に利害関係はなく、当該取締役会において当該決議について異議がない旨を述べる予定であること、(e)当行は、PwC 等の専門家から適宜助言を得ていること、(f)第三者算定機関である PwC から、本公開買付価格に関して本株式価値算定書、本普通株式交換比率に関して本株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得していること、(g)本公開買付けにかかる公開買付期間について、法令に定められた最短期間を超える 30 営業日とすることが予定されており、当行の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当行普通株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図していること、並びに、公開買付者と当行は、当行が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当行との間で接触等を行

うことを制限するような内容の合意は一切行っていないことが認められ、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることから、本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、当行の株主の利益に対する配慮がなされている。

(後略)

Ⅲ. 6. (4) 「当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」

【訂正前】

当行は、PwC から取得した本株式価値算定書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付けを含む本経営統合について、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当行は、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、現時点における当行の意見として、本統合契約を締結し、かつ、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議致しました。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対して、(i)引き続き当行の株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、当行株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議致しました。

(後略)

【訂正後】

当行は、PwC から取得した本株式価値算定書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付けを含む本経営統合について、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当行は、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、現時点における当行の意見として、本統合契約を締結し、かつ、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議致しました。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対して、(i)引き続き当行普通株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、当行株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議致しました。

(後略)

IX. 「今後の見通し」

【訂正前】

本公開買付け後の方針等については、上記「Ⅲ. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「2. 意見の根拠及び理由」の「(1) 本公開買付け後の本経営統合の概要」及び「(4) 本経営統合後の経営方針」並びに「4. 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「5. 本公開買付け後の本経営統合の概要」をご参照下さい。

【訂正後】

本公開買付け後の方針等については、上記「Ⅲ. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「2. 意見の根拠及び理由」の「(3) 本公開買付け後の本経営統合の概要」及び「(4) 本経営統合後の経営方針」並びに「4. 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「5. 本公開買付け実施後の組織再編等」をご参照下さい。

X. 1. 「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」

【訂正前】

前記「IV. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けに関連して、公開買付者は、当行の親会社である三井住友銀行との間で、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式 36,109,772 株(所有割合 49.11%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことであり、三井住友銀行からの当行株式の取得を前提として本公開買付けを行うことから、当行の取締役会による本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。

(後略)

【訂正後】

前記「IV. 公開買付者と当行の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けに関連して、公開買付者は、当行の親会社である三井住友銀行との間で、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式 36,109,772 株(所有割合 49.11%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことであり、三井住友銀行からの当行普通株式の取得を前提として本公開買付けを行うことから、当行の取締役会による本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。

(後略)

添付資料の訂正

意見表明プレスリリースの添付資料である公開買付者が2017年9月26日付で公表した「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の訂正については、公開買付者が本日公表した本プレスリリースの添付資料「(訂正)『株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上



2017年10月13日

各位

株式会社りそなホールディングス
(証券コード 8308)

(訂正)「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングスが2017年9月26日付けで公表致しました「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下のURLをご参照下さい。

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/download_c/files/20170926_4b.pdf

記

I. 1. 「本公開買付けの概要」

【訂正前】

(前略)

対象者は、本公開買付けを含む本経営統合について慎重に協議及び検討を行った結果、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における対象者の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者株式を保有して本持株会社の株主となっただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

対象者は、本公開買付けを含む本経営統合に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における対象者の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者普通株式を保有して本持株会社の株主となっただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

(後略)

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と対象者との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (3)①「本経営統合後の本持株会社の状況」記載の表のうち「代表者の就任予定」

【訂正前】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日における対象者頭取、みなと銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

【訂正後】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日(下記「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」の「(1) 本経営統合の概要」に定義される。)における対象者頭取、みなと銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

I. 3. ②「対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」

【訂正前】

(前略)

PwC は複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法による分析を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による分析を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM 法」)を用いて、対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。上記各手法を用いて算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

PwC は複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、対象者普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法による分析を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による分析を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM 法」)を用いて、対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。上記各手法を用いて算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

(後略)

I. 3. ③「対象者における独立した法律事務所からの助言」

【訂正前】

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

(中略)

もつとも、(c)本普通株式交換比率については、①その交渉過程において独立した当事者間の交渉と同等の交渉の結果として形成されたものであることを疑わせる事情は何ら存在しないこと、②対象者は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者機関である PwC から PwC 交換比率算定書を取得しているところ、その算定手法及び評価結果は、いずれも妥当であると思料され、本普通株式交換比率である 1.60 は、PwC 交換比率算定書における算定結果(市場株価基準法：1.30～1.73、類似会社比準法：1.36～

1. 83、DDM 法：1. 35～1. 95)の範囲内であり、本普通株式交換比率は妥当であること、③本優先株式交換比率(1. 30975768)は、本優先株式における対象者普通株式への転換条件(取得請求権の条件)に従って算出されたものであり、本普通株式交換比率が妥当であれば、本優先株式にかかる交換比率も妥当と評価されること、④本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を上回る場合、みなと銀行の株主にとっては有利であるが、みなと銀行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式数が増加し、対象者の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式にかかる持株比率が相対的に低下することから、対象者の少数株主の立場からみた本みなと銀行株式交換比率の公正性とは、本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を超えていないことを意味するところ、本経営統合プレスリリースによれば、みなと銀行は、独立した第三者算定機関として EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を選定しており、当該交換比率である 2. 37 は、EYTAS による株式交換比率算定書の評価(市場株価法/類似会社比準法：2. 03～3. 44、類似会社比準法：2. 00～3. 52、DDM 法：2. 04～2. 80)の範囲内にあるから、公正な比率を超えていないと料される。

(中略)

(iii)本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続の公正性については、(a)本経営統合プレスリリース、公開買付者プレスリリース及び本プレスリリースによる対象者株主への適切な情報提供がなされること、(b)対象者は、独立した当該弁護士らに対する本経営統合の是非及び条件についての諮問及びその結果なされた判断を尊重すること、(c)本経営統合の協議のために、公開買付者 HD、三井住友銀行、対象者、みなと銀行及び近畿大阪銀行の5社が、それぞれ統合準備委員会を立ち上げ、検討を要する項目ごとに、本経営統合に向けた協議がなされたところ、当該統合準備委員会のメンバーには、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者と利害関係を有する者はいないこと、並びに、本経営統合の重要事項については、クリーンチーム(他の当事者との利害関係を有さず、かつ、他の対象者担当者から情報遮断がされたチーム)により検討が行われ、その過程で、弁護士、PwC からの専門的アドバイスを適宜受けたこと、(d)対象者取締役会には、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に特別利害関係を有する取締役は存在しないところ、対象者取締役会は、本日、本経営統合を承認する取締役会決議を行うにあたり、取締役全員(10名)が承認し、また、対象者の監査役全員(5名)は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に利害関係はなく、当該取締役会において当該決議について異議がない旨を述べる予定であること、(e)対象者は、PwC 等の専門家から適宜助言を得ていること、(f)第三者算定機関である PwC から、本公開買付価格に関して PwC 株式価値算定書、本普通株式交換比率に関して PwC 交換比率算定書及び PwC フェアネス・オピニオンを取得していること、(g)本公開買付けにかかる公開買付期間について、法令に定められた最短期間を超える30営業日とすることが予定されており、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者普通株式の買付け等を行

う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図していること、並びに、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないことが認められ、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることから、本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、対象者の株主の利益に対する配慮がなされている。

(後略)

【訂正後】

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言及び答申書の取得

(中略)

もつとも、(c)本普通株式交換比率については、①その交渉過程において独立した当事者間の交渉と同等の交渉の結果として形成されたものであることを疑わせる事情は何ら存在しないこと、②対象者は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者機関である PwC から PwC 交換比率算定書を取得しているところ、その算定手法及び評価結果は、いずれも妥当であると思料され、本普通株式交換比率である 1.60 は、PwC 交換比率算定書における算定結果(市場株価基準法：1.30～1.73、類似会社比準法：1.36～1.83、DDM 法：1.35～1.95)の範囲内であるため、本普通株式交換比率は妥当であり、また、対象者は PwC から、本普通株式交換比率が対象者普通株式の株主にとり財務的見地から妥当なものであると判断する旨の PwC フェアネス・オピニオンを取得していること、③本優先株式交換比率(1.30975768)は、本優先株式における対象者普通株式への転換条件(取得請求権の条件)に従って算出されたものであり、本普通株式交換比率が妥当であれば、本優先株式交換比率も妥当と評価されること、④本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を上回る場合、みなと銀行の株主にとっては有利であるが、みなと銀行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式数が増加し、対象者の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式にかかる持株比率が相対的に低下することから、対象者の少数株主の立場からみた本みなと銀行株式交換比率の公正性とは、本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を超えていないことを意味するところ、本経営統合プレスリリースによれば、みなと銀行は、独立した第三者算定機関として EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を選定しており、本みなと銀行株式交換比率である 2.37 は、EYTAS による株式交換比率算定書の評価(市場株価法/類似会社比準法：2.03～3.44、類似会社比準法：2.00～3.52、DDM 法：2.04～2.80)の範囲内にあるから、公正な比率を超えていないと思料される。

(中略)

(iii)本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続の公正性については、(a)本経営統合プレスリリース、対象者プレスリリース及び本プレスリリースによる対象者株主への適切な情報提供がなされること、(b)対象者は、独立した当該弁護士らに対する本経営統合の是非及び条件についての諮問及びその結果なされた判断を尊重するこ

と、(c)本経営統合の協議のために、公開買付者、三井住友銀行、対象者、みなと銀行及び近畿大阪銀行の5社が、それぞれ統合準備委員会を立ち上げ、検討を要する項目ごとに、本経営統合に向けた協議がなされたところ、対象者の統合準備委員会のメンバーには、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者と利害関係を有する者はいないこと、並びに、本経営統合の重要事項については、クリーンチーム(他の当事者との利害関係を有さず、かつ、他の対象者担当者から情報遮断がされたチーム)により検討が行われ、その過程で、弁護士、PwCからの専門的アドバイスを適宜受けたこと、(d)対象者取締役会には、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に特別利害関係を有する取締役は存在しないところ、対象者取締役会は、本日、本経営統合を承認する取締役会決議を行うにあたり、取締役全員(10名)が承認し、また、対象者の監査役全員(5名)は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に利害関係はなく、当該取締役会において当該決議について異議がない旨を述べる予定であること、(e)対象者は、PwC等の専門家から適宜助言を得ていること、(f)第三者算定機関であるPwCから、本公開買付価格に関してPwC株式価値算定書、本普通株式交換比率に関してPwC交換比率算定書及びPwCフェアネス・オピニオンを取得していること、(g)本公開買付けにかかる公開買付期間について、法令に定められた最短期間を超える30営業日とすることが予定されており、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者普通株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図していること、並びに、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないことが認められ、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることから、本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、対象者の株主の利益に対する配慮がなされている。

(後略)

I. 3. ④「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」

【訂正前】

(前略)

また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者の株式を保有して本持株会社の株主となっていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねるこ

とを併せて決議したとのことです。

上記取締役会決議については、対象者取締役全員(10名)が全て利害関係を有しておらず、その取締役全員(10名)が参加し、取締役全員の一致により決議されたとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員(5名)が利害関係を有しておらず、対象者の監査役全員(5名)が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

【訂正後】

(前略)

また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者普通株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

上記取締役会決議は、対象者取締役全員(10名)が全て利害関係を有しておらず、その取締役全員が参加し、取締役全員の一致により決議されたとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員(5名)が利害関係を有しておらず、監査役全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

I.4. (1)①

【訂正前】

(前略)

(e) 対象者及びみなと銀行は、上記(a)乃至(d)の実行後、それぞれ、2017年12月26日又は全当事者が別途合意する日に臨時株主総会(対象者にあつては本種類株主総会を含む。)を開催し、本株式交換契約の承認を含む議案を上程する。また、三井住友銀行は、その保有する全ての対象者普通株式に係る議決権(本有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の49.36%に相当)及びみなと銀行普通株式(三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している対象者普通株式を含む。)に係る議決権(みなと銀行が2017年6月29日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の45.09%に相当)につき、本株式交換契約の承認を含む議案に賛成する。

(中略)

(i) 公開買付者、対象者及びみなと銀行は、上記(a)乃至(h)の実行後、2018年4月1日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

【訂正後】

(前略)

- (e) 対象者及びみなと銀行は、上記(a)乃至(d)の実行後、それぞれ、2017年12月26日又は全当事者が別途合意する日に臨時株主総会(対象者にあつては本種類株主総会を含む。)を開催し、本株式交換契約の承認を含む議案を上程する。また、三井住友銀行は、その保有する全ての対象者普通株式に係る議決権(本有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の49.36%に相当)及びみなと銀行普通株式(三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保しているみなと銀行普通株式を含む。)に係る議決権(みなと銀行が2017年6月29日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の45.09%に相当)につき、本株式交換契約の承認を含む議案に賛成する。

(中略)

- (i) 公開買付者は本持株会社をして、対象者及びみなと銀行は自ら、上記(a)乃至(h)の実行後、本クロージング日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

IV. 1. (1)「本公開買付けに関する意見表明」

【訂正前】

(前略)

なお、上記取締役会決議の詳細については、上記「I 買付け等の目的等」の「3. 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

【訂正後】

(前略)

なお、上記取締役会決議の詳細については、上記「I 買付け等の目的等」の「3. 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

以上